

第11章 公害に関する苦情・要望

公害に関する苦情・要望は、公害の発生状況を知る上で重要な役割を持っている。

公害が発生した場合、当事者間の話し合い等により解決に至る例もあるが、大部分は苦情・要望として、行政機関へ持ち込まれている。

本市では、市民からの苦情・要望に対して、迅速かつ確かな処理を行い、その解決を図るよう努めている。

第1節 苦情・要望の年度別推移

申し立てのあった公害に関する苦情・要望件数の総数は470件（平成12年度378件）であり、前年度に比べると92件（24.3%）増加している。

第2節 苦情・要望の届出状況

1 発生源別

建築・土木工事86件（18.3%）、製造事業所73件（15.5%）、サービス業67件（14.3%）、商店・飲食店等22件（4.7%）、交通機関18件（3.8%）の順となっているほか、その他が204件（43.4%）であった。（図11-1）

このうち法・条例対象工場等は58件で、全体の12.3%となっている。

2 行政区別

八幡西区が125件（26.6%）で最も多く、次いで小倉北区が101件（21.5%）、以下、小倉南区が78件（16.6%）、若松区71件（15.1%）、戸畑区42件（8.9%）、門司区34件（7.2%）、八幡東区14件（3.0%）、その他5件（1.1%）の順となっている。（図11-2）

3 種類別

最も多いのは騒音132件（28.1%）、悪臭128件（27.2%）である。以下、大気汚染111件（23.6%）、水質汚濁79件（16.8%）、振動12件（2.6%）、その他8件（1.7%）の順となっている。（図11-3）

4 経年変化

前年度と比較して悪臭、大気汚染、騒音・水質汚濁及びその他の苦情が増加し、振動の苦情は変わらなかった。（図11-4）

5 月別

7～10月が苦情件数が多く、50件以上であった。（図11-5）

6 地域系別

住居系が 255 件(54.3%)で最も多く、工業系が 78 件(16.6%)、商業系が 76 件(16.2%)であった。

(表 11-1)

第 3 節 最近における苦情・要望の特徴

産業公害の沈静化と共に、住宅・商業地域等において市民生活に関連した冷暖房設備、生活排水、廃棄物、交通機関、建設工事等の苦情、いわゆる「都市・生活型の苦情」の割合が多くなっており、平成 13 年度においても 256 件(54.5%)と過半数を占めている。(図 11-6)

法・条例対象工場・事業場以外の苦情・要望は、平成 13 年度も 412 件(87.7%)と大部分を占めているが、発生源に対し法的強制力がなく、行政指導を主体とした解決策をとっている。

第 4 節 苦情・要望の処理状況

市民から苦情・要望の届出があった場合、当事者からの事情聴取や現地調査を行っている。その結果、法律又は条例違反があれば、公害の発生源に対し、施設及び作業方法の改善等をするように警告している。

また、各区のまちづくり推進課等との連携を図りつつ苦情の解決に当たっている。

図 11-1 苦情・要望の発生源別構成比の推移

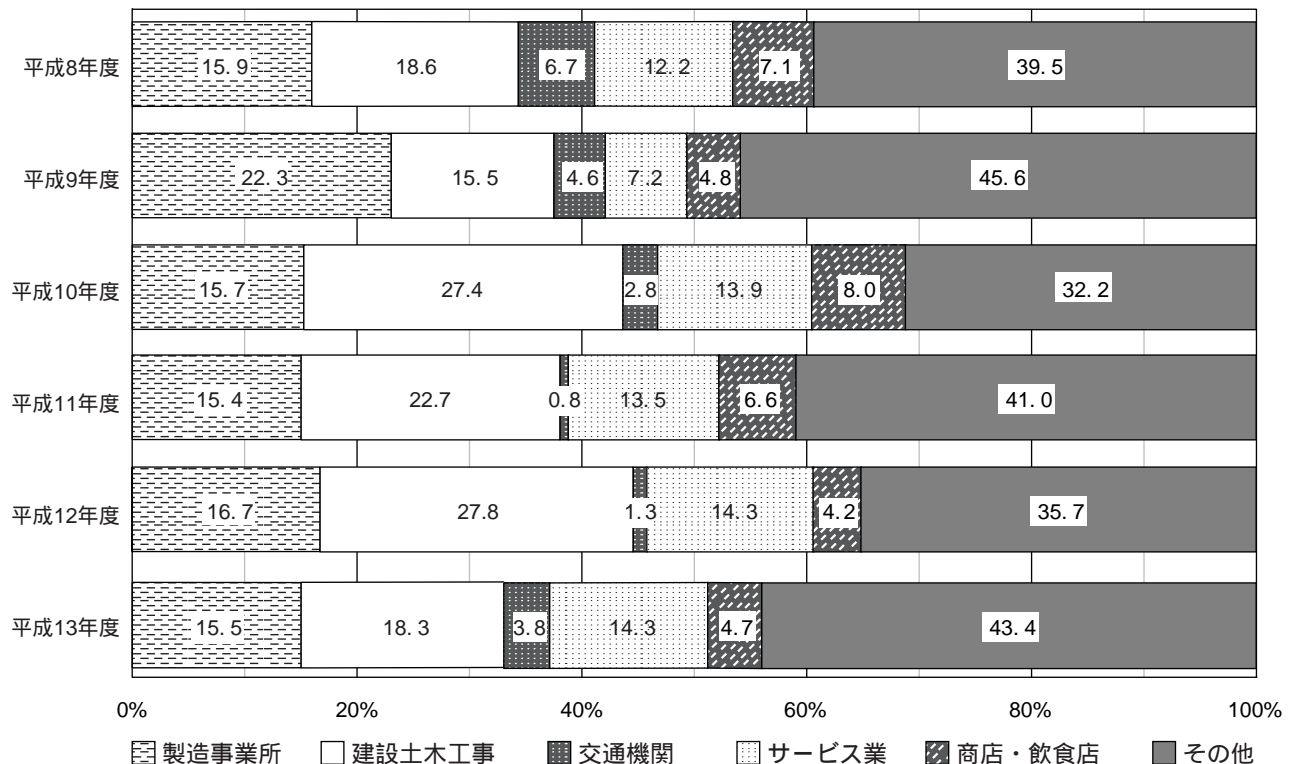


図 11-2 平成 13 年度
苦情・要望の区別内訳

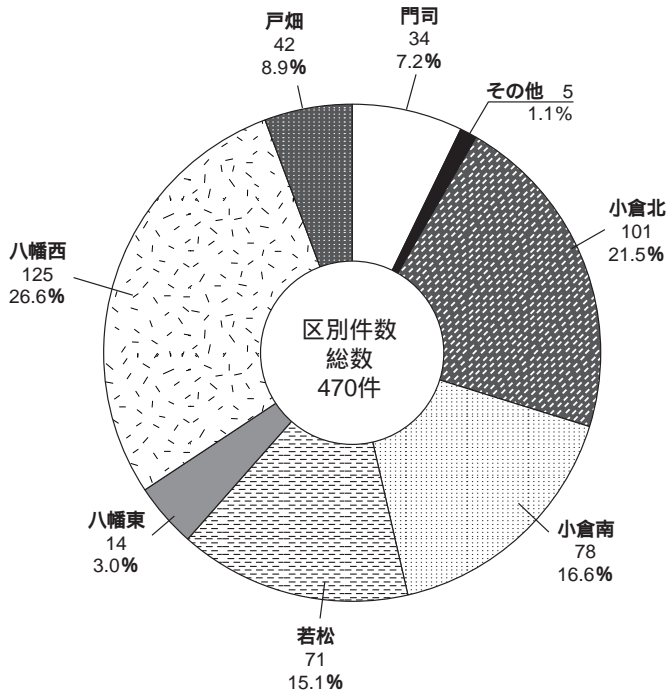


図 11-3 平成 13 年度
苦情・要望の種類別内訳

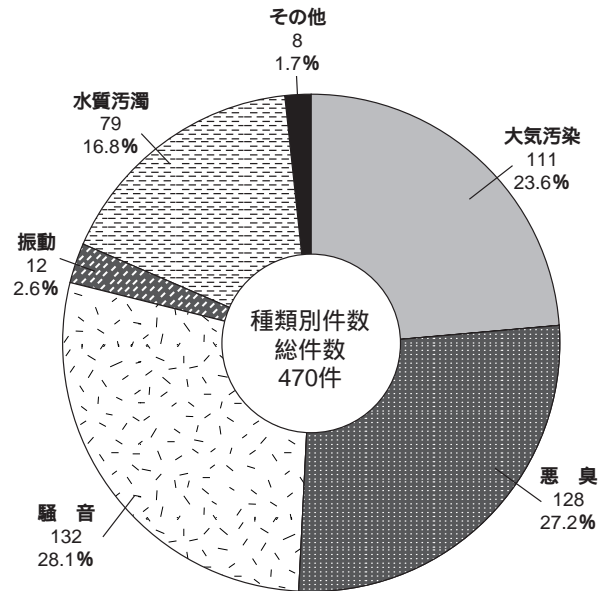


図 11-4 苦情・要望の経年変化

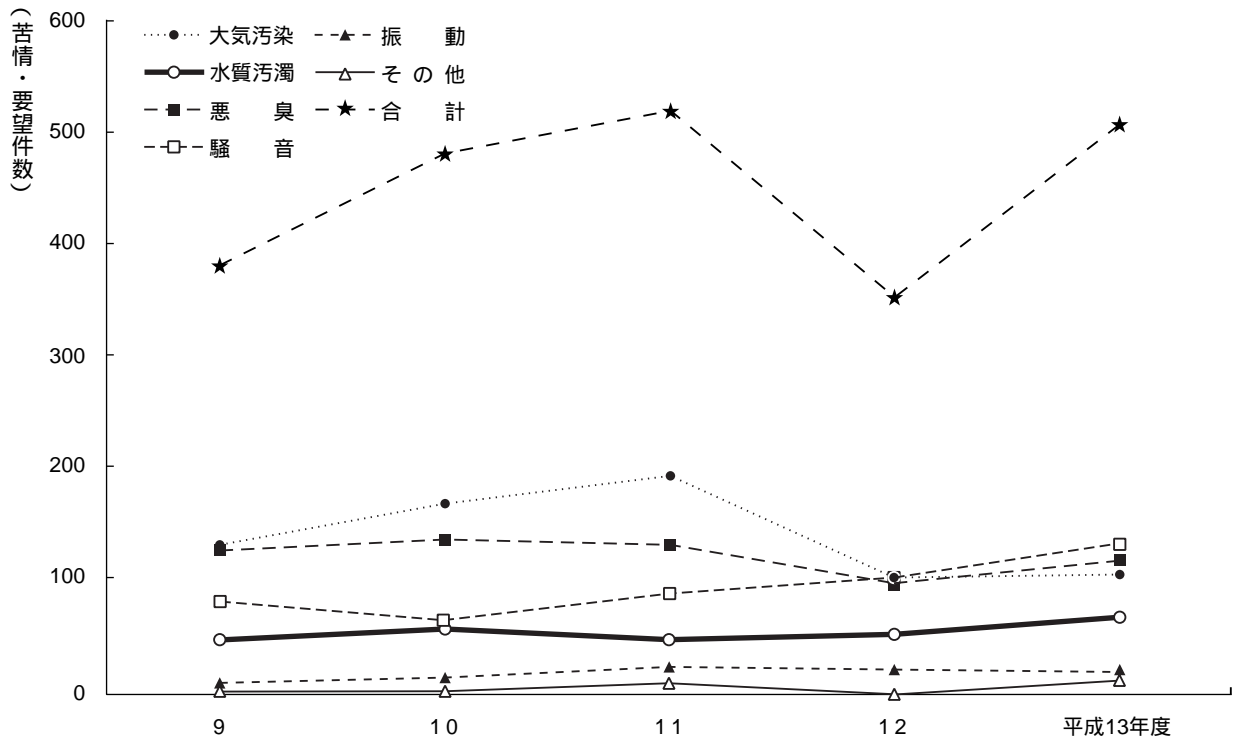


図 11-5 平成 13 年度 月別苦情・要望発生件数

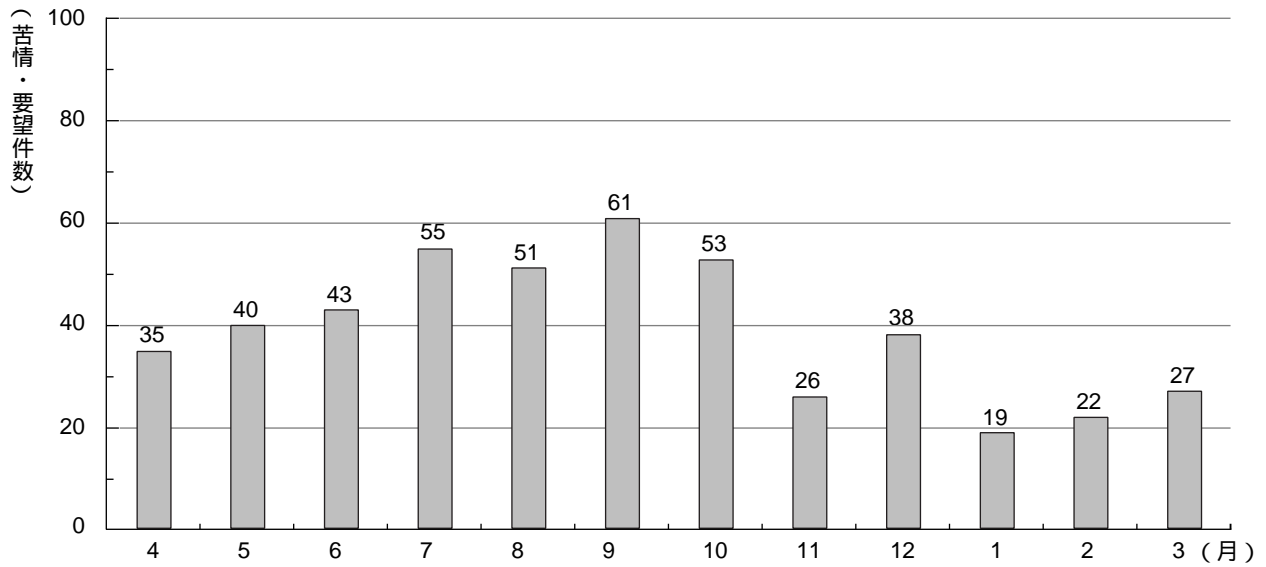
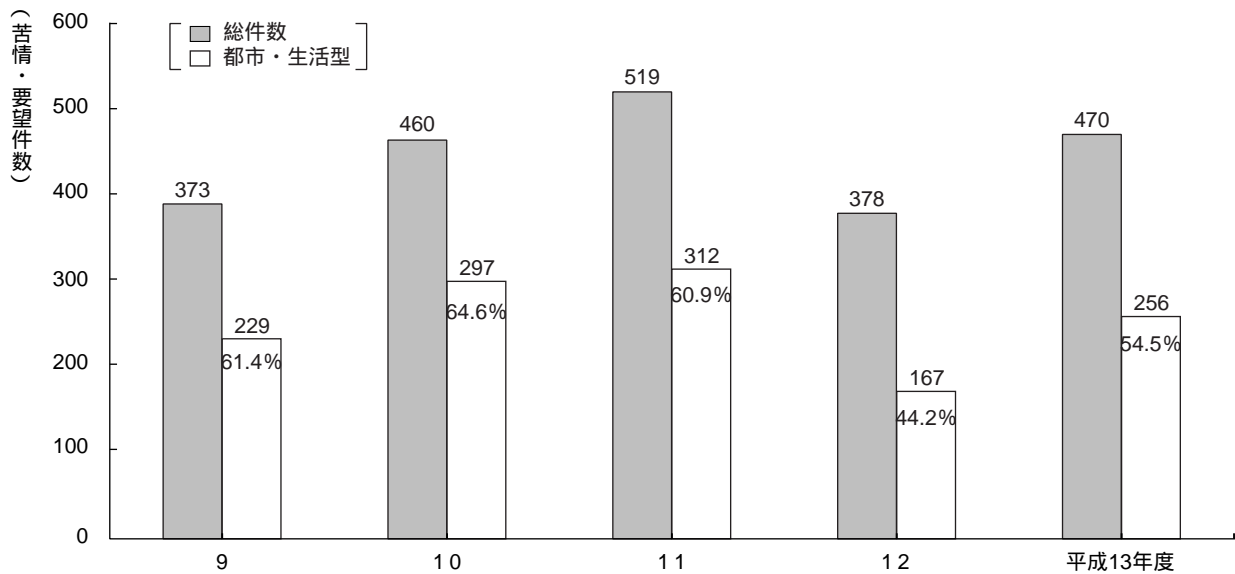


図 11-6 都市・生活型公害苦情・要望件数



(注) 都市・生活型公害：近隣騒音、生活排水による汚濁等

表 11-1 用途地域別苦情・要望件数

地 域	大気汚染	悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他	計
住 居 地 域	53	65	76	5	51	5	255
近 隣 商 業 地 域	9	8	13	1	2	1	34
商 業 地 域	8	10	18	4	2	0	42
準 工 業 地 域	9	10	8	0	4	0	31
工 業 地 域	5	10	0	0	2	0	17
工 業 専 用 地 域	12	8	2	0	6	2	30
市 街 化 調 整 区 域	2	8	5	2	8	0	25
そ の 他 の 地 域	0	0	0	0	4	0	4
不 明	13	9	10	0	0	0	32
計	111	128	132	12	79	8	470